

五島市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、平成20年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成21年2月20日

五島市監査委員 木戸庄吾

五島市監査委員 熊川長吉

20五監第453号  
平成21年2月20日

五島市議会議長 中尾剛一様  
五島市長 中尾郁子様  
五島市農業委員会会長 小林茂俊様

五島市監査委員 木戸庄吾  
五島市監査委員 熊川長吉

平成20年度定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、下記について定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

なお、同条第12項の規定により、措置を講じたときはその旨を本職に通知することになっています。

記

- ・ 市民課
- ・ 健康政策課
- ・ 国民健康保険三井楽診療所
- ・ 水道局
- ・ 長寿介護課
- ・ 国民健康保険玉之浦診療所
- ・ 水道課
- ・ 農業委員会事務局（分室を除く。）

平成 20 年 度

監 査 報 告 書

五 島 市 監 査 委 員

# 目 次

第1	監査の種別	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の結果	1
1	市民課の所掌事務の概要	2
(1)	組織機構及び職員の配置状況	2
(2)	分掌事務	3
2	平成20年度歳入歳出予算執行状況（市民課）	6
(1)	歳入	6
(2)	歳出	9
3	長寿介護課の所掌事務の概要	13
(1)	組織機構及び職員の配置状況	13
(2)	分掌事務	13
4	平成20年度歳入歳出予算執行状況（長寿介護課）	15
(1)	歳入	15
(2)	歳出	17
5	健康政策課の所掌事務の概要	20
(1)	組織機構及び職員の配置状況	20
(2)	分掌事務	21
6	平成20年度歳入歳出予算執行状況（健康政策課）	22
(1)	歳入	22
(2)	歳出	24
7	玉之浦診療所の所掌事務の概要	26
(1)	組織機構及び職員の配置状況	26
(2)	分掌事務	26

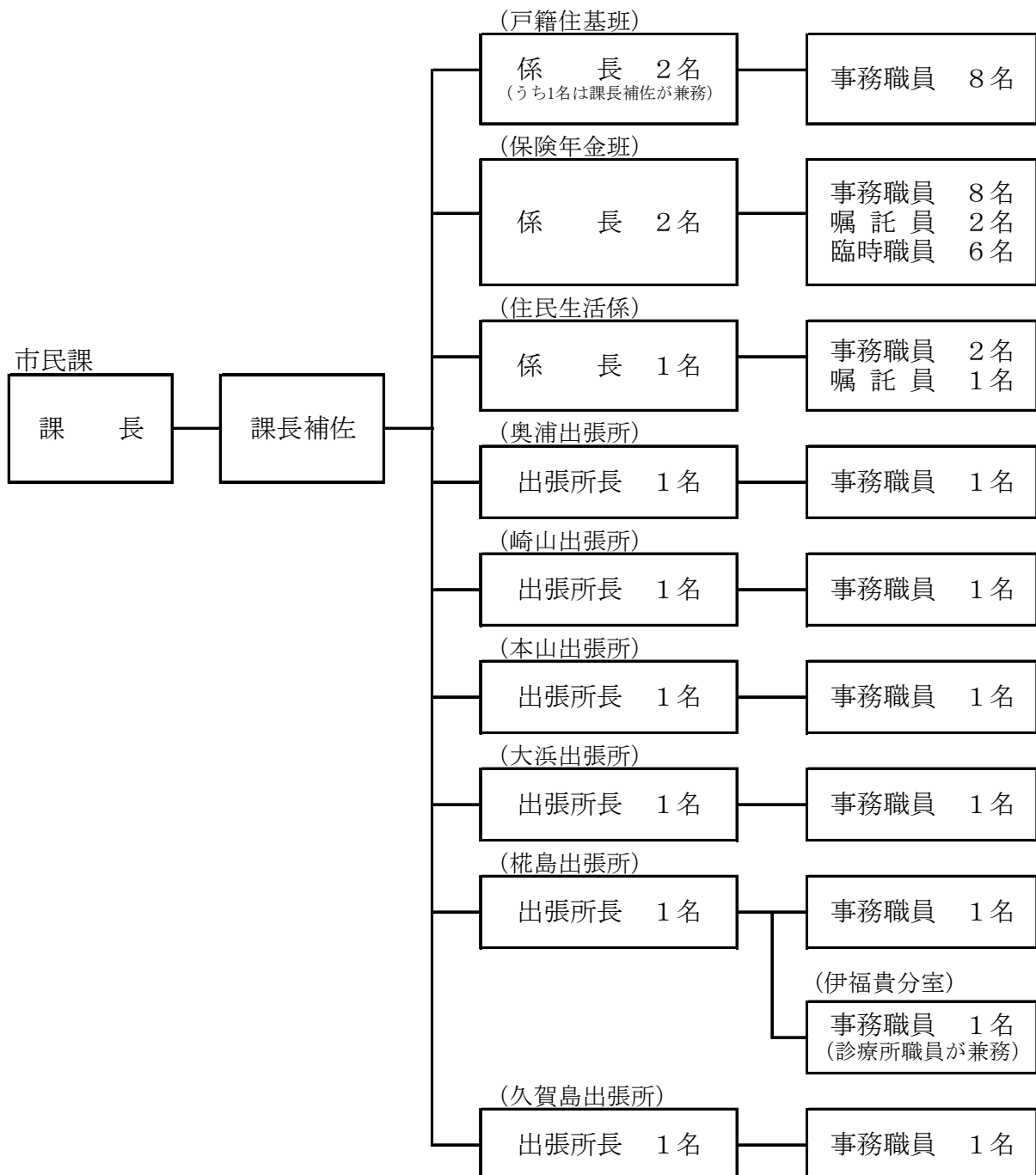
8	平成20年度歳入歳出予算執行状況（玉之浦診療所）	28
	(1) 歳入	28
	(2) 歳出	28
9	三井楽診療所の所掌事務の概要	29
	(1) 組織機構及び職員の配置状況	29
	(2) 分掌事務	29
10	平成20年度歳入歳出予算執行状況（三井楽診療所）	31
	(1) 歳入	31
	(2) 歳出	31
11	水道課の所掌事務の概要	32
	(1) 組織機構及び職員の配置状況	32
	(2) 分掌事務	32
12	平成20年度歳入歳出予算執行状況（水道課）	34
	(1) 歳入	34
	(2) 歳出	35
13	水道局の所掌事務の概要	36
	(1) 組織機構及び職員の配置状況	36
	(2) 分掌事務	37
14	平成20年度予算執行状況（水道局）	40
	(1) 収入	40
	(2) 支出	40
15	農業委員会事務局（分室を除く）の所掌事務の概要	41
	(1) 組織機構及び職員の配置状況	41
	(2) 分掌事務	41
16	平成20年度歳入歳出予算執行状況（農業委員会事務局（分室を除く））	43
	(1) 歳入	43
	(2) 歳出	43
17	財務事務等執行の問題点と意見	44

- 第1 監査の種別** 定期監査
- 第2 監査の対象** 市民課 長寿介護課 健康政策課 国民健康保険玉之浦診療所  
国民健康保険三井楽診療所 水道課 水道局 農業委員会事務局  
(分室を除く)
- 第3 監査の範囲** 平成20年度(平成20年9月末日現在)の経理事務及び所掌  
事務の処理並びに財産の管理状況(補助金関係については前年度)
- 第4 監査の期間** 平成20年11月4日から平成21年2月20日まで
- 第5 監査の方法** 監査の実施に当たっては、あらかじめ財務関係資料、関係帳簿  
及び証拠書類の提出を求め、その内容について審査し、疑義不明  
の事項について関係職員から事情を聴取した。  
また、財産等の管理状況について、現場に赴きその適否を調査  
した。
- 第6 監査の結果** 歳入歳出予算の執行状況については、例月現金出納検査時にお  
いて改善、検討を要すると思われる事項はその都度是正を求めて  
きており、おおむね適正に執行されていると認められる。  
しかしながら、いずれの課等においても事務処理の一部におい  
て、留意、検討を要する事項が見受けられたので、その状況を記  
載する。  
なお、軽微な事項については、事情聴取等において文書又は口  
頭により指摘したので、記載を省略した。  
厳しい財政状況が続くなか、今後も、一層の努力を傾注して、  
事務事業の執行に万全を期すよう望むものである。

# 1 市民課の所掌事務の概要

## (1) 組織機構及び職員の配置状況

組織機構及び職員の配置状況は、下図のとおり課長の下に1係2班及び6出張所1出張所分室を置き、課長補佐1名、係長5名（うち戸籍住基班係長1名は課長補佐が兼務）、出張所長6名、事務職員25名（うち伊福貴分室は診療所職員が兼務）、嘱託員3名、臨時職員6名の計46名による執行体制となっている。



## (2) 分掌事務

係及び班並びに出張所及び出張所分室の分掌事務は、次のとおりである。

### 戸籍住基班

- ① 戸籍に関する届出、申請及び受付に関すること。
- ② 戸籍等の証明に関すること。
- ③ 戸籍の記録等に関すること。
- ④ 支所及び出張所の戸籍届等の連絡指導に関すること。
- ⑤ 戸籍附票の記録等に関すること。
- ⑥ 外国人登録に関すること。
- ⑦ 身分証明及び犯罪人名簿に関すること。
- ⑧ 人口動態に関すること。
- ⑨ 住民基本台帳に関する届出、申請及び受付に関すること。
- ⑩ 住民票の写し等に関すること。
- ⑪ 住民基本台帳の記録等に関すること。
- ⑫ 印鑑登録及び証明に関すること。
- ⑬ 諸証明（税関係の証明を除く。）に関すること。
- ⑭ 住民の異動に伴う通知に関すること。
- ⑮ 住基ネットワークの維持管理に関すること。
- ⑯ 住民基本台帳の閲覧に関すること。
- ⑰ 埋火葬の許可に関すること。
- ⑱ 自動車の臨時運行許可及び封印に関すること。
- ⑲ 船員法に基づく雇入契約の成立等の届出の受理、雇入契約の確認、船員手帳の交付等に関すること。
- ⑳ 船員保険失業保険金に関すること。
- ㉑ 庁内の案内に関すること。
- ㉒ 出張所に関すること。
- ㉓ 課の庶務に関すること。

### 保険年金班

- ① 国民健康保険事業の企画に関すること。
- ② 国民健康保険に関する統計、調査及び報告に関すること。
- ③ 国民健康保険の資格の取得及び喪失に関すること。
- ④ 国民健康保険の保険給付に関すること。
- ⑤ 保健事業に関すること。



- ⑥ 国民健康保険被保険者証及び資格証明書の更新及び交付に関する事。
- ⑦ レセプトの過誤、再審査、保管、点検閲覧及び調査に関する事。
- ⑧ 国民健康保険税軽減交付金に関する事。
- ⑨ 老人保健医療費の給付及び健康手帳の交付に関する事。
- ⑩ 後期高齢者医療事務に関する事。
- ⑪ 特定健康診査及び特定保健指導に関する事。
- ⑫ 退職者医療に関する事。
- ⑬ 国民健康保険運営協議会に関する事。
- ⑭ 長期療養世帯等特別保健指導に関する事。
- ⑮ 国民年金制度の普及及び宣伝に関する事。
- ⑯ 国民年金法に基づく提出書類の受付、審査及び送付に関する事。
- ⑰ 国民年金被保険者に係る資格の得喪及び住所等の変更届に関する事。
- ⑱ 国民年金の給付を受ける権利の裁定請求に関する事。
- ⑲ 国民年金保険料の免除申請及び学生納付特例届に関する事。
- ⑳ 老齡福祉年金の定時届等に関する事。

#### 住民生活係

- ① 市民の人権、要望及び相談に関する事。
- ② 市民生活の向上改善及び消費生活に関する事。
- ③ 市町村交通災害共済及び市民総合賠償補償保険に関する事。
- ④ 町内会に関する事。
- ⑤ 地縁団体の認可に関する事。
- ⑥ 住民センターに関する事。
- ⑦ 男女共同参画に関する事。
- ⑧ 被爆者援護に関する事。
- ⑨ 浮浪者、行旅病人及び行旅死亡人に関する事。
- ⑩ 計量器検査に関する事。
- ⑪ 街路灯に関する事。

#### 出張所

- ① 所員の服務に関する事。
- ② 文書物件の收受及び発送に関する事。
- ③ 管内市有財産及び公の施設に関する事。
- ④ 市税及びその他の諸収入に関する事。
- ⑤ 戸籍書類の受領及び交付に関する事。

- ⑥ 住民基本台帳に関する事。
- ⑦ 印鑑登録に関する事。
- ⑧ 埋葬及び火葬の許可証の交付に関する事。
- ⑨ 公簿の閲覧及び諸証明に関する事。
- ⑩ 国民年金に関する届出その他申請書等被保険者の提出書類の受付に関する事。
- ⑪ 国民健康保険事務に関する事。
- ⑫ 後期高齢者医療事務に関する事。
- ⑬ 健康増進法に基づく健康手帳の交付に関する事。
- ⑭ 母子健康手帳の交付に関する事。
- ⑮ 児童手当の提出書類の受付に関する事。
- ⑯ 市町村交通災害共済の加入申込みの受付に関する事。
- ⑰ 福江農業構造改善センターの利用許可申請の受付に関する事。(崎山出張所に限る。)
- ⑱ 必要に応じ市長が命じた事。

#### 出張所分室

- ① 市税及びその他の諸収入に関する事。
- ② 印鑑登録に関する事。
- ③ 諸証明及び戸籍の謄抄本の交付に関する事。
- ④ 出張所取扱事務(前3号に掲げる事務を除く。)の受付及び送達に関する事。

## 2 平成20年度歳入歳出予算執行状況（市民課）

### (1) 歳 入

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目 款 項	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
			収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
14使用料及び手数料	25,483,000	12,337,100	12,235,900	48.0	99.2
1 使用料	453,000	361,150	351,150	77.5	97.2
2 手数料	25,030,000	11,975,950	11,884,750	47.5	99.2
15国庫支出金	46,301,000	3,819,000	3,644,000	7.9	95.4
1 国庫負担金	31,509,000	0	0	0.0	-
3 委託金	14,792,000	3,819,000	3,644,000	24.6	95.4
16県支出金	278,809,000	587,800	587,800	0.2	100.0
1 県負担金	278,248,000	0	0	0.0	-
3 委託金	561,000	587,800	587,800	104.8	100.0
19繰入金	39,318,000	0	0	0.0	-
2 特別会計繰入金	39,318,000	0	0	0.0	-
21諸収入	28,268,000	159,377	139,779	0.5	87.7
5 雑入	28,268,000	159,377	139,779	0.5	87.7
合 計	418,179,000	16,903,277	16,607,479	4.0	98.3

平成20年9月末日現在

(国民健康保険事業特別会計(事業勘定))

(単位：円、%)

予 算 科 目 款 項	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
			収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
1 国民健康保険税	1,167,406,000	1,668,136,924	399,795,152	34.2	24.0
1 国民健康保険税	1,167,406,000	1,668,136,924	399,795,152	34.2	24.0

款 項	予 算 科 目	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
				収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
2	使用料及び手数料	480,000	137,550	137,550	28.7	100.0
	1 手数料	480,000	137,550	137,550	28.7	100.0
3	国庫支出金	2,058,397,000	620,382,000	620,382,000	30.1	100.0
	1 国庫負担金	1,235,385,000	620,382,000	620,382,000	50.2	100.0
	2 国庫補助金	823,012,000	0	0	0.0	-
4	県支出金	263,193,000	9,471,000	9,471,000	3.6	100.0
	1 県負担金	32,198,000	9,471,000	9,471,000	29.4	100.0
	2 県補助金	230,995,000	0	0	0.0	-
5	療養給付費交付金	483,634,000	249,978,000	249,978,000	51.7	100.0
	1 療養給付費交付金	483,634,000	249,978,000	249,978,000	51.7	100.0
6	前期高齢者交付金	968,531,000	433,228,238	433,228,238	44.7	100.0
	1 前期高齢者交付金	968,531,000	433,228,238	433,228,238	44.7	100.0
7	共同事業交付金	804,323,000	347,463,525	347,463,525	43.2	100.0
	1 共同事業交付金	804,323,000	347,463,525	347,463,525	43.2	100.0
8	財産収入	3,038,000	3,037,580	3,037,580	100.0	100.0
	1 財産運用収入	3,038,000	3,037,580	3,037,580	100.0	100.0
9	繰入金	558,121,000	0	0	0.0	-
	1 一般会計繰入金	459,605,000	0	0	0.0	-
	2 基金繰入金	98,516,000	0	0	0.0	-
10	繰越金	2,000	17,385,877	17,385,877	869,293.9	100.0
	1 繰越金	2,000	17,385,877	17,385,877	869,293.9	100.0
11	諸収入	4,408,000	975,360,449	1,360,694	30.9	0.1
	1 延滞金、加算金及び過料	4,000	3,700	3,700	92.5	100.0
	2 市預金利子	1,000	0	0	0.0	-
	3 貸付金元利収入	1,400,000	0	0	0.0	-
	4 雑入	3,003,000	975,356,749	1,356,994	45.2	0.1
	合 計	6,311,533,000	4,324,581,143	2,082,239,616	33.0	48.1

平成20年9月末日現在

(老人保健特別会計)

(単位：円、%)

款 項	予 算 科 目	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
				収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
1	支払基金交付金	342,982,000	262,209,480	262,209,480	76.4	100.0
	1 支払基金交付金	342,982,000	262,209,480	262,209,480	76.4	100.0
2	国庫支出金	239,362,000	139,003,000	139,003,000	58.1	100.0
	1 国庫負担金	239,362,000	139,003,000	139,003,000	58.1	100.0
3	県支出金	54,399,000	34,110,000	34,110,000	62.7	100.0
	1 県負担金	54,399,000	34,110,000	34,110,000	62.7	100.0
4	繰入金	56,927,000	0	0	0.0	-
	1 一般会計繰入金	56,927,000	0	0	0.0	-
5	繰越金	1,000	0	0	0.0	-
	1 繰越金	1,000	0	0	0.0	-
6	諸収入	1,001,000	795,256,537	2,247,334	224.5	0.3
	1 延滞金、加算金及び過料	1,000	0	0	0.0	-
	2 雑入	1,000,000	795,256,537	2,247,334	224.7	0.3
	合 計	694,672,000	1,230,579,017	437,569,814	63.0	35.6

平成20年9月末日現在

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目	予算現額	調定額	収 入 状 況		
			収入済額	執行率	収入率
款	A	B	C	C/A	C/B
項					
1 保険料	267,727,000	145,839,900	110,805,300	41.4	76.0
1 後期高齢者医療保険料	267,727,000	145,839,900	110,805,300	41.4	76.0
2 使用料及び手数料	2,000	13,200	13,200	660.0	100.0
1 手数料	2,000	13,200	13,200	660.0	100.0
3 繰入金	190,604,000	0	0	0.0	-
1 一般会計繰入金	190,604,000	0	0	0.0	-
4 諸収入	2,000	0	0	0.0	-
1 償還金及び還付加算金	2,000	0	0	0.0	-
合 計	458,335,000	145,853,100	110,818,500	24.2	76.0

(2) 歳 出

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款	A	B	B/A
項			
2 総務費	74,608,166	15,596,376	20.9
1 総務管理費	48,431,076	5,268,788	10.9
3 戸籍住民基本台帳費	26,177,090	10,327,588	39.5
3 民生費	464,669,209	2,220,814	0.5
1 社会福祉費	464,669,209	2,220,814	0.5
4 衛生費	697,409,000	186,388,484	26.7
1 保健衛生費	697,409,000	186,388,484	26.7
7 商工費	330,840	147,844	44.7
1 商工費	330,840	147,844	44.7
合 計	1,237,017,215	204,353,518	16.5

平成20年9月末日現在

(国民健康保険事業特別会計(事業勘定))

(単位:円、%)

予 算 科 目		予算現額	支出済額	執行率
款	項	A	B	B/A
1	総務費	28,084,000	9,766,680	34.8
	1 総務管理費	27,703,000	9,766,680	35.3
	3 運営協議会費	381,000	0	0.0
2	保険給付費	3,950,343,000	1,850,458,123	46.8
	1 療養諸費	3,533,801,000	1,615,812,575	45.7
	2 高額療養費	372,302,000	222,416,548	59.7
	3 移送費	740,000	99,000	13.4
	4 出産育児費	29,400,000	10,150,000	34.5
	5 葬祭諸費	14,100,000	1,980,000	14.0
3	老人保健拠出金	208,409,000	98,433,212	47.2
	1 老人保健拠出金	208,409,000	98,433,212	47.2
4	前期高齢者納付金	990,654	367,654	37.1
	1 前期高齢者納付金	990,654	367,654	37.1
5	後期高齢者支援金	735,246,086	267,366,086	36.4
	1 後期高齢者支援金	735,246,086	267,366,086	36.4
6	病床転換支援金	477,052	201,052	42.1
	1 病床転換支援金	477,052	201,052	42.1
7	介護納付金	342,223,000	142,196,087	41.6
	1 介護納付金	342,223,000	142,196,087	41.6
8	共同事業拠出金	807,852,000	410,208,760	50.8
	1 共同事業拠出金	807,852,000	410,208,760	50.8
9	保健事業費	14,559,000	4,603,621	31.6
	1 保健事業費	14,559,000	4,603,621	31.6
10	特定健康診査・特定保健指導費	41,722,000	1,441,422	3.5
	1 特定健康診査・特定保健指導費	41,722,000	1,441,422	3.5

予 算 科 目		予算現額	支出済額	執行率
款	項	A	B	B / A
11	基金積立金	3,038,000	0	0.0
	1 基金積立金	3,038,000	0	0.0
12	公債費	165,000	0	0.0
	1 公債費	165,000	0	0.0
13	諸支出金	40,379,037	15,592,037	38.6
	1 償還金及び還付加算金	15,592,037	15,592,037	100.0
	2 延滞金	1,000	0	0.0
	3 繰出金	24,786,000	0	0.0
14	予備費	99,730,171	0	0.0
	1 予備費	99,730,171	0	0.0
	合 計	6,273,218,000	2,800,634,734	44.6

平成20年9月末日現在

(老人保健特別会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目		予算現額	支出済額	執行率
款	項	A	B	B / A
1	総務費	4,760,000	2,607,368	54.8
	1 総務管理費	4,760,000	2,607,368	54.8
2	医療諸費	650,474,000	499,230,093	76.7
	1 医療諸費	650,474,000	499,230,093	76.7
3	諸支出金	39,138,000	613,143	1.6
	1 償還金及び還付加算金	614,000	613,143	99.9
	2 繰出金	38,524,000	0	0.0
4	予備費	300,000	0	0.0
	1 予備費	300,000	0	0.0
	合 計	694,672,000	502,450,604	72.3



平成20年9月末日現在

(後期高齢者医療特別会計)

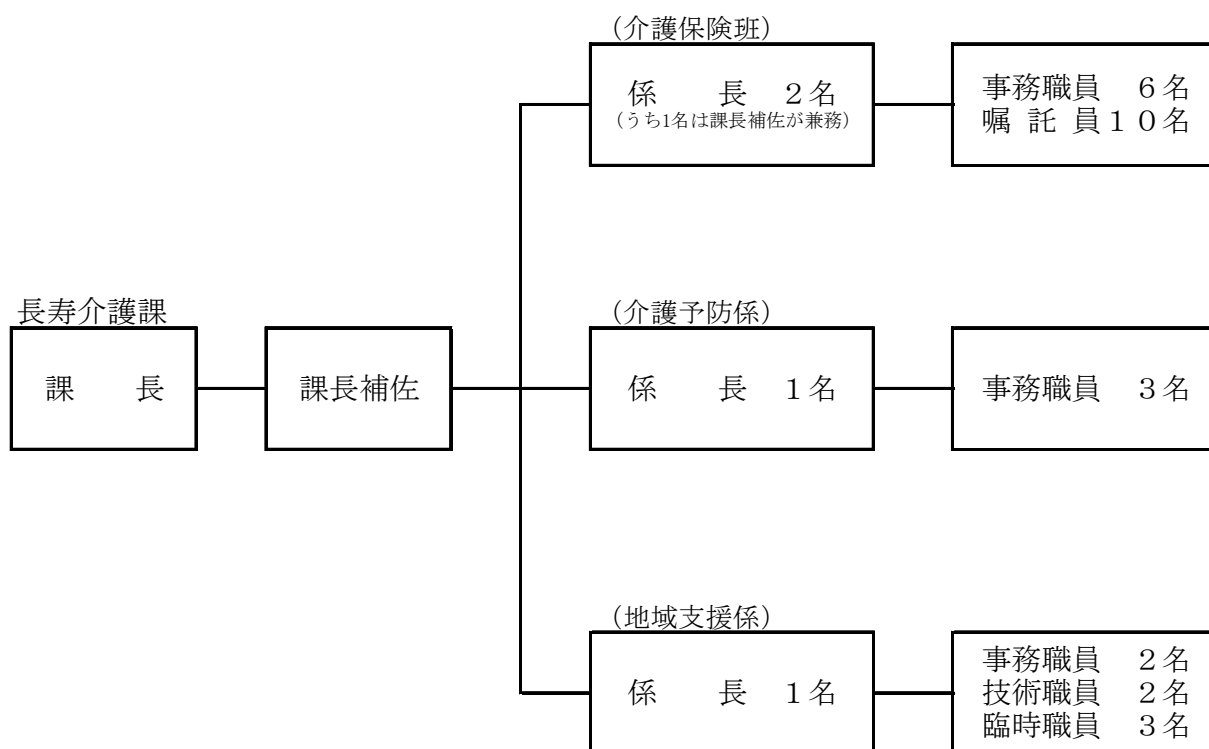
(単位：円、%)

予 算 科 目		予算現額	支出済額	執行率
款	項	A	B	B/A
1	総務費	14,979,000	3,869,025	25.8
	1 総務管理費	5,864,000	2,222,491	37.9
	2 徴収費	9,115,000	1,646,534	18.1
2	後期高齢者医療広域連合納付金	429,843,000	112,079,823	26.1
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	429,843,000	112,079,823	26.1
3	予備費	1,000,000	0	0.0
	1 予備費	1,000,000	0	0.0
合 計		445,822,000	115,948,848	26.0

### 3 長寿介護課の所掌事務の概要

#### (1) 組織機構及び職員の配置状況

組織機構及び職員の配置状況は、下図のとおり課長の下に2係1班を置き、課長補佐1名、係長4名(うち介護保険班係長1名は課長補佐が兼務)、事務職員11名、技術職員2名、嘱託員10名、臨時職員3名の計31名による執行体制となっている。



#### (2) 分掌事務

係及び班の分掌事務は、次のとおりである。

##### 介護保険班

- ① 指定介護機関及び介護事務に関すること。
- ② 被保険者の資格管理に関すること。
- ③ 保険給付に関すること。
- ④ 介護福祉事業に関すること。
- ⑤ 介護保険事業計画の策定に関すること。
- ⑥ 介護保険料の賦課及び徴収に関すること。
- ⑦ 要介護認定及び要支援認定に関すること。

- ⑧ 介護認定審査会に関する事。
- ⑨ 介護サービスの質の向上に関する事。
- ⑩ 介護事業者の指定及び指導監督に関する事。
- ⑪ 介護給付の適正化に関する事。
- ⑫ 介護保険の会計事務に関する事。
- ⑬ その他介護保険に関する事。

#### 介護予防係

- ① 介護予防に関する事。
- ② 地域支援事業における任意事業に関する事。
- ③ 生活支援事業に関する事。
- ④ 地域包括支援センター運営協議会に関する事。
- ⑤ 在宅介護支援センターに関する事。
- ⑥ 高齢者の福祉に関する事（福祉事務所の所管に係るものを除く。）。
- ⑦ 敬老祝金に関する事。
- ⑧ 老人クラブに関する事。
- ⑨ 高齢者の生きがいと健康づくり対策に関する事。
- ⑩ シルバー人材センターに関する事。
- ⑪ 課の庶務に関する事。

#### 地域支援係

- ① 介護予防ケアマネジメントに関する事。
- ② 包括的支援事業における総合相談及び権利擁護に関する事。
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援に関する事。
- ④ 指定介護予防支援事業に関する事。

#### 4 平成20年度歳入歳出予算執行状況（長寿介護課）

##### (1) 歳 入

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目 款 項	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
			収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
14使用料及び手数料	468,000	250,500	122,100	26.1	48.7
1 使用料	468,000	250,500	122,100	26.1	48.7
16県支出金	11,407,000	0	0	0.0	-
1 県負担金	76,000	0	0	0.0	-
2 県補助金	11,331,000	0	0	0.0	-
17財産収入	1,540,000	1,540,872	770,436	50.0	50.0
1 財産運用収入	1,540,000	1,540,872	770,436	50.0	50.0
18寄附金	0	20,000	20,000	-	100.0
1 寄附金	0	20,000	20,000	-	100.0
21諸収入	2,000	9,600	9,600	480.0	100.0
5 雑入	2,000	9,600	9,600	480.0	100.0
合 計	13,417,000	1,820,972	922,136	6.9	50.6

平成20年9月末日現在

(介護保険事業特別会計（事業勘定）)

(単位：円、%)

予 算 科 目 款 項	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
			収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
1 保険料	744,227,000	766,046,240	345,251,910	46.4	45.1
1 介護保険料	744,227,000	766,046,240	345,251,910	46.4	45.1
2 使用料及び手数料	81,000	62,100	62,100	76.7	100.0
1 手数料	81,000	62,100	62,100	76.7	100.0

予 算 科 目		予算現額	調定額	収 入 状 況		
款	A			B	収入済額	執行率
項		C	C/A		C/B	
3	国庫支出金	1,381,005,000	1,417,469,000	722,075,000	52.3	50.9
	1 国庫負担金	857,588,000	891,600,000	371,495,000	43.3	41.7
	2 国庫補助金	523,417,000	525,869,000	350,580,000	67.0	66.7
4	支払基金交付金	1,509,823,000	1,600,811,000	667,011,000	44.2	41.7
	1 支払基金交付金	1,509,823,000	1,600,811,000	667,011,000	44.2	41.7
5	県支出金	724,900,000	719,690,910	299,870,000	41.4	41.7
	1 県負担金	702,574,000	719,690,910	299,870,000	42.7	41.7
	2 県補助金	22,163,000	0	0	0.0	-
	3 委託金	163,000	0	0	0.0	-
6	財産収入	1,000	338,926	338,926	33,892.6	100.0
	1 財産運用収入	1,000	338,926	338,926	33,892.6	100.0
7	繰入金	764,309,000	0	0	0.0	-
	1 一般会計繰入金	764,251,000	0	0	0.0	-
	2 サービス勘定繰入金	1,000	0	0	0.0	-
	3 他会計繰入金	57,000	0	0	0.0	-
8	繰越金	301,000	109,583,401	109,583,401	36,406.4	100.0
	1 繰越金	301,000	109,583,401	109,583,401	36,406.4	100.0
9	諸収入	176,000	26,817	26,817	15.2	100.0
	1 延滞金、加算金及び過料	2,000	0	0	0.0	-
	2 雑入	174,000	26,817	26,817	15.4	100.0
合 計		5,124,823,000	4,614,028,394	2,144,219,154	41.8	46.5

平成20年9月末日現在

(介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定))

(単位:円、%)

予 算 科 目	予算現額	調定額	収 入 状 況		
			収入済額	執行率	収入率
款	A	B	C	C/A	C/B
項					
1 サービス収入	52,020,000	14,191,500	14,191,500	27.3	100.0
1 介護予防サービス計画費収入	52,020,000	14,191,500	14,191,500	27.3	100.0
2 繰越金	1,000	3,054,894	3,054,894	305,489.4	100.0
1 繰越金	1,000	3,054,894	3,054,894	305,489.4	100.0
合 計	52,021,000	17,246,394	17,246,394	33.2	100.0

(2) 歳 出

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位:円、%)

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款	A	B	B/A
項			
3 民生費	901,337,780	28,002,429	3.1
1 社会福祉費	901,337,780	28,002,429	3.1
5 労働費	12,050,000	12,050,000	100.0
1 労働諸費	12,050,000	12,050,000	100.0
11 災害復旧費	197,400	0	0.0
4 その他公共施設、公用施設災害復旧費	197,400	0	0.0
合 計	913,585,180	40,052,429	4.4

平成20年9月末日現在

(介護保険事業特別会計(事業勘定))

(単位:円、%)

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款			
項	A	B	B/A
1 総務費	43,387,000	15,585,677	35.9
1 総務管理費	17,699,000	5,959,019	33.7
2 徴収費	194,000	65,660	33.8
3 介護認定審査会費	24,549,000	9,560,998	38.9
4 趣旨普及費	315,000	0	0.0
5 計画策定委員会費	630,000	0	0.0
2 保険給付費	4,800,510,000	1,953,242,030	40.7
1 介護サービス等諸費	4,056,600,000	1,646,325,108	40.6
2 介護予防サービス等諸費	422,400,000	173,104,389	41.0
3 その他諸費	6,270,000	2,579,630	41.1
4 高額介護サービス等費	102,000,000	47,724,133	46.8
5 特定入所者介護サービス等費	213,240,000	83,508,770	39.2
3 地域支援事業費	99,540,800	15,931,690	16.0
1 介護予防事業費	60,215,000	3,842,223	6.4
2 包括的支援事業・任意事業費	39,325,800	12,089,467	30.7
4 財政安定化基金拠出金	4,639,000	0	0.0
1 財政安定化基金拠出金	4,639,000	0	0.0
5 基金積立金	2,000	0	0.0
1 基金積立金	2,000	0	0.0
6 公債費	41,173,000	0	0.0
1 公債費	41,173,000	0	0.0
7 諸支出金	377,390	280,230	74.3
1 償還金及び還付加算金	377,390	280,230	74.3
8 予備費	422,610	0	0.0
1 予備費	422,610	0	0.0
合 計	4,990,051,800	1,985,039,627	39.8

平成20年9月末日現在

(介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定))

(単位:円、%)

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款	A	B	B/A
項			
1 介護サービス事業費	51,720,000	16,026,890	31.0
1 介護予防支援事業費	51,720,000	16,026,890	31.0
2 諸支出金	1,000	0	0.0
1 繰出金	1,000	0	0.0
3 予備費	300,000	0	0.0
1 予備費	300,000	0	0.0
合 計	52,021,000	16,026,890	30.8

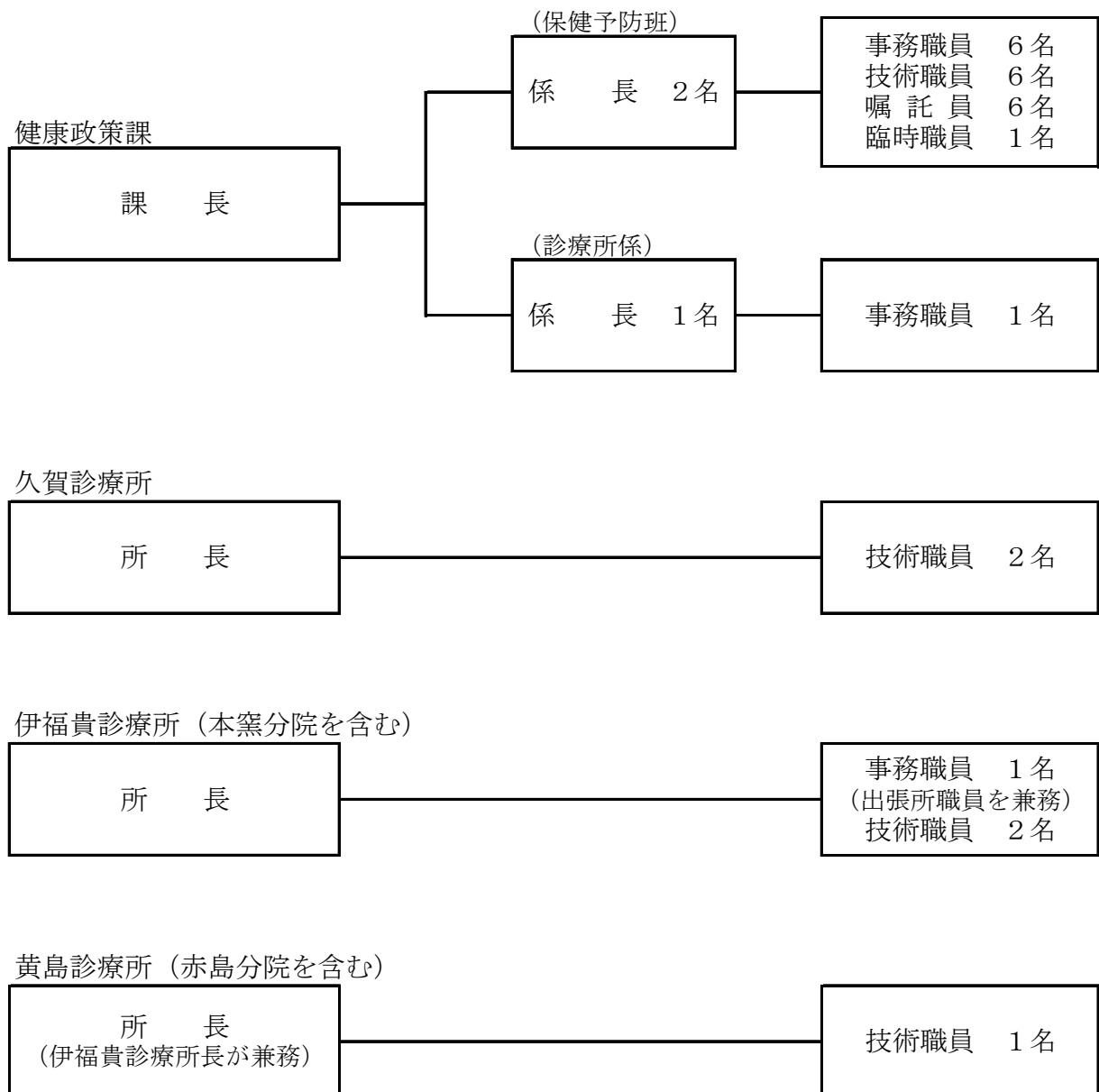


## 5 健康政策課の所掌事務の概要

### (1) 組織機構及び職員の配置状況

組織機構及び職員の配置状況は、下図のとおりで、健康政策課は課長の下に1係1班を置き、係長3名、事務職員7名、技術職員6名、嘱託員6名、臨時職員1名の計24名、久賀診療所は所長以下、技術職員2名の計3名、伊福貴診療所は所長以下、事務職員1名（出張所職員を兼務）、技術職員2名の計4名、黄島診療所は所長（伊福貴診療所長が兼務）以下、技術職員1名の計2名による執行体制となっている。

なお、伊福貴診療所には本窯分院が、黄島診療所には赤島分院が設置されている。



## (2) 分 掌 事 務

ア 健康政策課の係及び班の分掌事務は、次のとおりである。

### 保健予防班

- ① 保健予防思想の普及向上に関すること。
- ② 健康増進に関すること。
- ③ 感染症予防に関すること。
- ④ 結核の予防に関すること。
- ⑤ 各種予防接種に関すること。
- ⑥ 疾病の予防に関すること。
- ⑦ カネミ油症に関すること。
- ⑧ 精神衛生に関すること。
- ⑨ 栄養指導に関すること。
- ⑩ 食育の推進に係る関係課等との連携及び総合調整に関すること。
- ⑪ 保健指導に関すること。
- ⑫ 母子保健に関すること。
- ⑬ 献血の啓発に関すること。
- ⑭ 総合福祉保健センターに関すること。
- ⑮ 課の庶務に関すること。

### 診療所係

- ① 離島へき地診療施設及び国民健康保険診療施設に関すること。
- ② 医療圏組合に関すること。
- ③ 救急医療に関すること。
- ④ 診療所業務に関すること。

イ 久賀診療所、伊福貴診療所及び黄島診療所の分掌事務は、次のとおりである。

- ① 診療業務に関すること。
- ② 使用料等の徴収に関すること。
- ③ 収入及び受診患者数の報告に関すること。

6 平成20年度歳入歳出予算執行状況（健康政策課）

(1) 歳 入

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目 款 項	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
			収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
14使用料及び手数料	9,172,000	8,924,971	4,151,247	45.3	46.5
1 使用料	9,172,000	8,924,971	4,151,247	45.3	46.5
16県支出金	8,770,000	2,084,000	600,000	6.8	28.8
2 県補助金	7,286,000	600,000	600,000	8.2	100.0
3 委託金	1,484,000	1,484,000	0	0.0	0.0
19繰入金	3,401,000	0	0	0.0	-
2 特別会計繰入金	3,401,000	0	0	0.0	-
21諸収入	8,562,000	7,135,470	3,653,310	42.7	51.2
3 貸付金元利収入	6,894,000	6,894,000	3,447,000	50.0	50.0
5 雑入	1,668,000	241,470	206,310	12.4	85.4
合 計	29,905,000	18,144,441	8,404,557	28.1	46.3

平成20年9月末日現在

(国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）)

(単位：円、%)

予 算 科 目 款 項	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
			収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
1 診療収入	342,220,000	116,013,069	115,768,189	33.8	99.8
1 外来収入	230,236,000	77,737,727	77,552,097	33.7	99.8
2 入院収入	31,212,000	8,627,965	8,603,665	27.6	99.7
3 歯科外来収入	80,772,000	29,647,377	29,612,427	36.7	99.9
2 使用料及び手数料	277,000	155,800	155,800	56.2	100.0
1 手数料	277,000	155,800	155,800	56.2	100.0

予 算 科 目	予算現額	調定額	収 入 状 況		
			収入済額	執行率	収入率
款	A	B	C	C/A	C/B
項					
3 財産収入	24,000	0	0	0.0	-
1 財産運用収入	24,000	0	0	0.0	-
4 繰入金	186,429,000	0	0	0.0	-
1 一般会計繰入金	165,838,000	0	0	0.0	-
2 事業勘定繰入金	20,591,000	0	0	0.0	-
5 諸収入	1,835,000	1,066,018	1,066,018	58.1	100.0
1 雑入	1,835,000	1,066,018	1,066,018	58.1	100.0
合 計	530,785,000	117,234,887	116,990,007	22.0	99.8

平成20年9月末日現在

(診療所事業特別会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目	予算現額	調定額	収 入 状 況		
			収入済額	執行率	収入率
款	A	B	C	C/A	C/B
項					
1 診療収入	124,522,000	37,182,369	37,182,369	29.9	100.0
1 外来収入	107,241,000	31,431,253	31,431,253	29.3	100.0
2 入院収入	17,281,000	5,751,116	5,751,116	33.3	100.0
2 使用料及び手数料	6,000	0	0	0.0	-
1 手数料	6,000	0	0	0.0	-
3 国庫支出金	614,000	0	0	0.0	-
1 国庫補助金	614,000	0	0	0.0	-
4 県支出金	12,059,000	0	0	0.0	-
1 県補助金	12,059,000	0	0	0.0	-
5 繰入金	49,313,000	0	0	0.0	-
1 一般会計繰入金	49,313,000	0	0	0.0	-
6 諸収入	585,000	142,050	142,050	24.3	100.0
1 雑入	585,000	142,050	142,050	24.3	100.0
合 計	187,099,000	37,324,419	37,324,419	19.9	100.0

## (2) 歳 出

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款			
項	A	B	B/A
3 民生費	202,813,000	16,433,290	8.1
1 社会福祉費	202,813,000	16,433,290	8.1
4 衛生費	1,210,736,909	481,808,753	39.8
1 保健衛生費	1,210,736,909	481,808,753	39.8
合 計	1,413,549,909	498,242,043	35.2

平成20年9月末日現在

(国民健康保険事業特別会計(事業勘定))

(単位：円、%)

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款			
項	A	B	B/A
10 特定健康診査・特定保健指導費	3,598,470	695,451	19.3
1 特定健康診査・特定保健指導費	3,598,470	695,451	19.3
合 計	3,598,470	695,451	19.3

平成20年9月末日現在

(国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定))

(単位：円、%)

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款			
項	A	B	B/A
1 総務費	104,194,845	41,903,384	40.2
1 施設管理費	51,825,897	24,572,721	47.4
2 研究研修費	173,420	19,800	11.4
3 歯科施設管理費	52,195,528	17,310,863	33.2

予 算 科 目		予算現額	支出済額	執行率
款				
	項	A	B	B/A
2	医業費	31,986,010	9,395,217	29.4
	1 医業費	31,586,010	9,375,267	29.7
	2 歯科医業費	400,000	19,950	5.0
3	公債費	22,339,000	11,168,647	50.0
	1 公債費	22,339,000	11,168,647	50.0
4	予備費	250,000	0	0.0
	1 予備費	250,000	0	0.0
合 計		158,769,855	62,467,248	39.3

平成20年9月末日現在

(診療所事業特別会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目		予算現額	支出済額	執行率
款				
	項	A	B	B/A
1	総務費	124,339,000	38,360,314	30.9
	1 施設管理費	124,339,000	38,360,314	30.9
2	医業費	12,257,790	5,323,254	43.4
	1 医業費	12,257,790	5,323,254	43.4
3	公債費	4,834,000	2,416,674	50.0
	1 公債費	4,834,000	2,416,674	50.0
4	予備費	53,210	0	0.0
	1 予備費	53,210	0	0.0
合 計		141,484,000	46,100,242	32.6

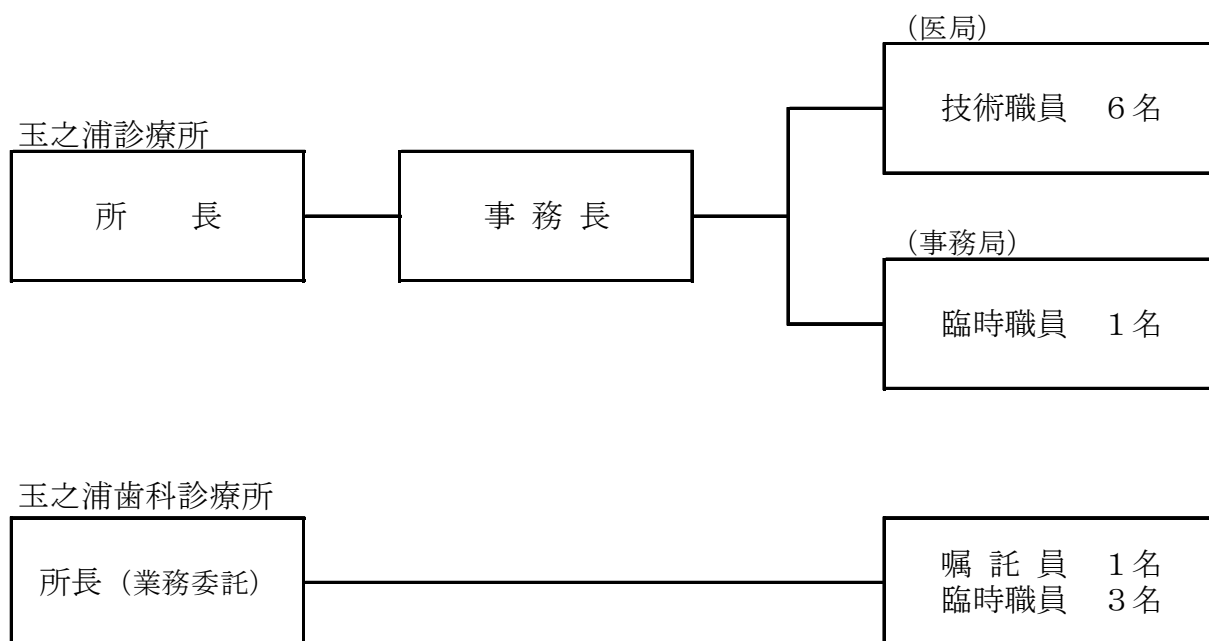
## 7 玉之浦診療所の所掌事務の概要

### (1) 組織機構及び職員の配置状況

組織機構及び職員の配置状況は、下図のとおりで、玉之浦診療所は所長の下に医局及び事務局を置き、事務長1名、技術職員6名、臨時職員1名の計9名、玉之浦歯科診療所は嘱託員1名、臨時職員3名の計4名による執行体制となっている。

なお、玉之浦歯科診療所については、診療業務を委託している。

また、玉之浦診療所には、中須出張診療所、幾久山出張診療所、大宝出張診療所及び荒川丹奈出張診療所が設置されている。



### (2) 分掌事務

ア 玉之浦診療所の各局の分掌事務は、次のとおりである。

#### 医 局

- ① 各科診療に関すること。
- ② 看護師の業務に関すること。
- ③ 診療室及び病室の管理運営に関すること。
- ④ 保健事業に関すること。
- ⑤ 巡回診療に関すること。
- ⑥ 細菌学的検査、血清学的検査その他各種検査に関すること。
- ⑦ その他医療に関すること。

- ⑧ 調剤及び製剤に関すること。
- ⑨ 分析試験及び検査に関すること。
- ⑩ 麻薬の管理に関すること。
- ⑪ 調剤及び製剤器具の保管に関すること。
- ⑫ 薬事に関する文書、統計及び報告に関すること。
- ⑬ 薬事の研究に関すること。
- ⑭ その他薬事に関すること。

#### 事 務 局

- ① 文書の收受、発送、編集及び保存に関すること。
- ② 国民健康保険事業特別会計の収支予算及び決算その他経理に関すること。
- ③ 診療報酬請求明細書の作成に関すること。
- ④ 公印の管理に関すること。
- ⑤ 診療日誌等の整理に関すること。
- ⑥ 土地及び建物の管理に関すること。
- ⑦ 労務及び健康の管理に関すること。
- ⑧ 診療所の使用料等の請求及び収納に関すること。
- ⑨ 医療器材、消耗品その他の物品の出納、保管及び不用品の処分に関すること。
- ⑩ 診療録、診断書その他医療に関する各種記録の整理及び保管に関すること。
- ⑪ 医事報告、医事統計その他諸報告に関すること。
- ⑫ 患者の受付及び入退所に関すること。
- ⑬ 医療社会事業に関すること。
- ⑭ 火災及び盗難の予防及び取締りに関すること。
- ⑮ 入所患者の給食に関すること。
- ⑯ その他医局の所管に属さない事務に関すること。

イ 玉之浦歯科診療所の分掌事務は、次のとおりである。

- ① 診療業務に関すること。
- ② 使用料等の徴収に関すること。
- ③ 収入及び受診患者数の報告に関すること。



## 8 平成20年度歳入歳出予算執行状況（玉之浦診療所）

### (1) 歳 入

健康政策課において執行している。

### (2) 歳 出

平成20年9月末日現在

（国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定））

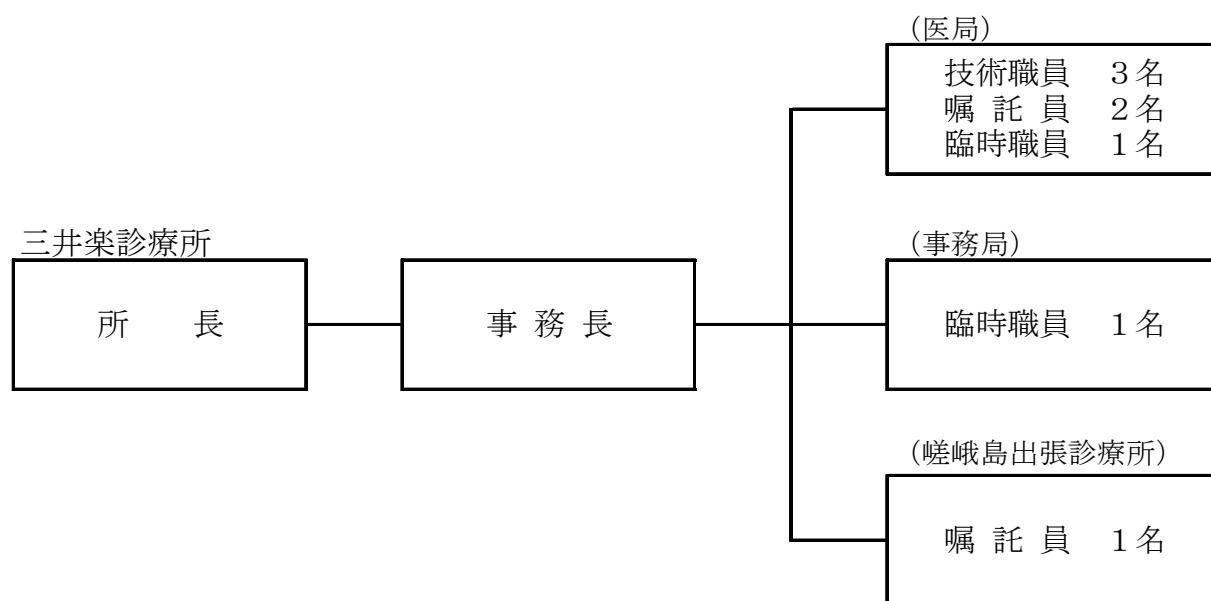
（単位：円、％）

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款	A	B	B/A
項			
1 総務費	70,118,952	25,038,212	35.7
1 施設管理費	37,288,700	15,413,107	41.3
2 研究研修費	195,780	0	0.0
3 歯科施設管理費	32,634,472	9,625,105	29.5
2 医業費	70,030,510	34,791,726	49.7
1 医業費	70,030,510	34,791,726	49.7
合 計	140,149,462	59,829,938	42.7

## 9 三井楽診療所の所掌事務の概要

### (1) 組織機構及び職員の配置状況

組織機構及び職員の配置状況は、下図のとおり所長の下に医局、事務局及び嵯峨島出張診療所を置き、事務長1名、技術職員3名、嘱託員3名、臨時職員2名の計10名による執行体制となっている。



### (2) 分掌事務

各局の分掌事務は、次のとおりである。

#### 医 局

- ① 各科診療に関すること。
- ② 看護師の業務に関すること。
- ③ 診療室及び病室の管理運営に関すること。
- ④ 保健事業に関すること。
- ⑤ 巡回診療に関すること。
- ⑥ 細菌学的検査、血清学的検査その他各種検査に関すること。
- ⑦ その他医療に関すること。
- ⑧ 麻薬の管理に関すること。
- ⑨ 薬事に関する文書、統計及び報告に関すること。
- ⑩ 薬事の研究に関すること。
- ⑪ その他薬事に関すること。

## 事 務 局

- ① 文書の收受、発送、編集及び保存に関する事。
- ② 国民健康保険事業特別会計の収支予算及び決算その他経理に関する事。
- ③ 診療報酬請求明細書の作成に関する事。
- ④ 公印の管理に関する事。
- ⑤ 診療日誌等の整理に関する事。
- ⑥ 土地及び建物の管理に関する事。
- ⑦ 労務及び健康の管理に関する事。
- ⑧ 診療所の使用料等の請求及び収納に関する事。
- ⑨ 医療器材、消耗品その他の物品の出納、保管及び不用品の処分に関する事。
- ⑩ 診療録、診断書その他医療に関する各種記録の整理及び保管に関する事。
- ⑪ 医事報告、医事統計その他諸報告に関する事。
- ⑫ 患者の受付及び入退所に関する事。
- ⑬ 医療社会事業に関する事。
- ⑭ 火災及び盗難の予防及び取締りに関する事。
- ⑮ 入所患者の給食に関する事。
- ⑯ その他医局の所管に属さない事務に関する事。

10 平成20年度歳入歳出予算執行状況（三井楽診療所）

(1) 歳入

健康政策課において執行している。

(2) 歳出

平成20年9月末日現在

(国民健康保険事業特別会計（直営診療施設勘定）)

(単位：円、%)

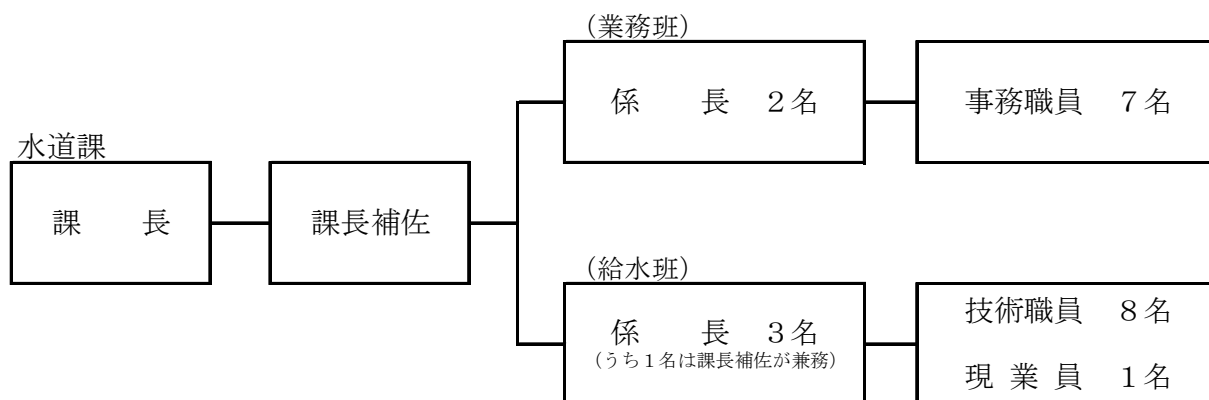
予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款	A	B	B / A
項			
1 総務費	34,422,203	13,625,600	39.6
1 施設管理費	34,316,403	13,599,150	39.6
2 研究研修費	105,800	26,450	25.0
2 医業費	6,248,480	3,399,092	54.4
1 医業費	6,248,480	3,399,092	54.4
合 計	40,670,683	17,024,692	41.9

## 1 1 水道課の所掌事務の概要

### (1) 組織機構及び職員の配置状況

組織機構及び職員の配置状況は、下図のとおり課長の下に2班を置き、課長補佐1名、係長5名（うち給水班係長1名は課長補佐が兼務）、事務職員7名、技術職員8名、現業員1名の計22名による執行体制となっている。

なお、すべての職員が水道局の職員を併任している。



### (2) 分掌事務

各班の分掌事務は、次のとおりである。

#### 業務班

- ① 業務統計に関すること。
- ② 簡易水道事業に係る企業債に関すること。
- ③ 給水に係る諸届に関すること。
- ④ 水道料金、手数料、給水工事費等の徴収に関すること。
- ⑤ 水道料金、手数料等の減免、督促及び滞納処分に関すること。
- ⑥ 給水台帳の整備に関すること。
- ⑦ その他会計事務に関すること。
- ⑧ 断水区域の設定及び指定に関すること。
- ⑨ 課の庶務に関すること。

#### 給水班

- ① 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設及び給水施設（以下「取水施設等」という。）の維持管理に関すること。
- ② 取水施設等に係る水道の衛生管理（水質検査を含む。）に関すること。

- ③ 漏水の調査及び防止に関すること。
- ④ 給水装置工事に関すること。
- ⑤ 指定給水装置工事事業者に関すること。
- ⑥ 給水装置の開栓及び閉栓に関すること。
- ⑦ メーターの検査及び整備に関すること。
- ⑧ 停水処分に関すること。
- ⑨ 水道施設の新設工事及び拡張改良工事の実施に係る調査、測量、設計、監督及び検査に関すること。
- ⑩ 工事用資材の検収に関すること。
- ⑪ 専用水道及び簡易専用水道の確認に関すること。

12 平成20年度歳入歳出予算執行状況（水道課）

(1) 歳 入

平成20年9月末日現在

(簡易水道事業特別会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目 款 項	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
			収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
1 分担金及び負担金	1,400,000	0	0	0.0	-
1 負担金	1,400,000	0	0	0.0	-
2 使用料及び手数料	283,235,000	141,204,894	131,508,746	46.4	93.1
1 使用料	282,360,000	140,954,394	131,302,246	46.5	93.2
2 手数料	875,000	250,500	206,500	23.6	82.4
3 県支出金	368,000	0	0	0.0	-
1 委託金	368,000	0	0	0.0	-
4 財産収入	1,462,000	235,350	235,350	16.1	100.0
1 財産売払収入	1,462,000	235,350	235,350	16.1	100.0
5 繰入金	299,251,000	0	0	0.0	-
1 一般会計繰入金	299,251,000	0	0	0.0	-
6 繰越金	1,000	355,721	355,721	35572.1	100.0
1 繰越金	1,000	355,721	355,721	35572.1	100.0
7 諸収入	116,000	20,275	20,275	17.5	100.0
1 市預金利子	1,000	0	0	0.0	-
2 受託事業収入	99,000	0	0	0.0	-
3 雑入	16,000	20,275	20,275	126.7	100.0
8 市債	382,300,000	0	0	0.0	-
1 市債	382,300,000	0	0	0.0	-
合 計	968,133,000	141,816,240	132,120,092	35,652	93.2

## (2) 歳 出

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目		予算現額	支出済額	執行率
款				
	項	A	B	B/A
4	衛生費	455,853,000	0	0.0
	3 上水道費	156,602,000	0	0.0
	4 簡易水道費	299,251,000	0	0.0
	合 計	455,853,000	0	0.0

平成20年9月末日現在

(簡易水道事業特別会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目		予算現額	支出済額	執行率
款				
	項	A	B	B/A
1	水道総務費	81,190,012	31,791,271	39.2
	1 総務管理費	35,847,489	16,158,815	45.1
	2 水道維持費	45,342,523	15,632,456	34.5
2	建設費	147,916,644	5,433,878	3.7
	1 建設改良費	147,916,644	5,433,878	3.7
3	公債費	515,906,000	115,221,938	22.3
	1 公債費	515,906,000	115,221,938	22.3
4	予備費	1,906,950	0	0.0
	1 予備費	1,906,950	0	0.0
	合 計	746,919,606	152,447,087	20.4

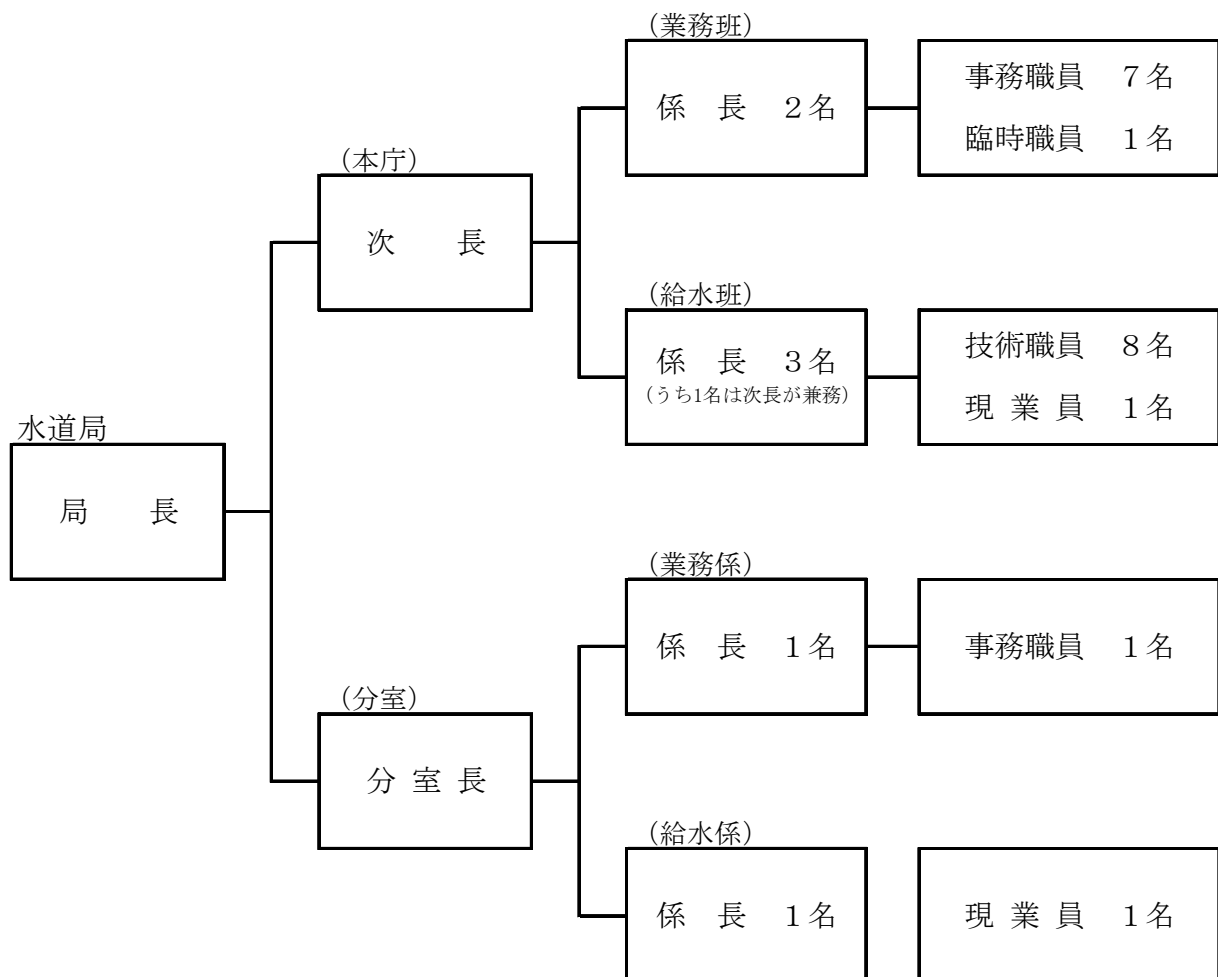


### 1 3 水道局の所掌事務の概要

#### (1) 組織機構及び職員の配置状況

組織機構及び職員の配置状況は、下図のとおり局長の下に、本庁に2班を置いて次長1名、係長5名（うち給水班係長1名は次長が兼務）、事務職員7名、技術職員8名、現業員1名、臨時職員1名の計22名を配置し、分室に2係を置いて分室長1名、係長2名、事務職員1名、現業員1名の計5名を配置して、合計28名による執行体制となっている。

なお、臨時職員を除き、すべての職員が水道課の職員を併任している。



## (2) 分掌事務

ア 本庁の各班の分掌事務は、次のとおりである。

### 業 務 班

- ① 公印の管理に関する事。
- ② 規程等の制定及び改廃に関する事。
- ③ 文書の收受、発送及び処理に関する事。
- ④ 業務統計に関する事。
- ⑤ 職員の定数及び配置に関する事。
- ⑥ 職員の任免、給与、服務、表彰、懲戒、研修その他身分取扱いに関する事。
- ⑦ 職員の福利厚生、保健衛生及び安全管理に関する事。
- ⑧ 基本計画、事業計画及び財政計画に関する事。
- ⑨ 予算及び決算に関する事。
- ⑩ 工事の入札及び請負契約の締結に関する事。
- ⑪ 労働組合に関する事。
- ⑫ 現金、有価証券及び担保物件の出納保管に関する事。
- ⑬ 企業債及び一時借入金に関する事。
- ⑭ 資産の取得、管理及び処分に関する事。
- ⑮ 物品の購入契約及び検収に関する事。
- ⑯ 棚卸資産の購入契約、検収及び出納保管に関する事。
- ⑰ 物品の出納保管及び修繕に関する事。
- ⑱ 資産の評価及び減価償却に関する事。
- ⑲ 資産計画及び財務諸表に関する事。
- ⑳ 業務状況報告に関する事。
- ㉑ 給水に係る諸届に関する事。
- ㉒ 水道料金、手数料、給水工事費等の徴収に関する事。
- ㉓ 水道料金、手数料等の減免、督促及び滞納処分に関する事。
- ㉔ 給水台帳の整備に関する事。
- ㉕ その他会計事務に関する事。
- ㉖ 断水区域の設定及び指定に関する事。
- ㉗ 他の班の所管に属さない事項に関する事。

### 給 水 班

- ① 取水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設及び給水施設（以下「取水施設等」という。）の維持管理に関する事。

- ② 取水施設等に係る水道の衛生管理（水質検査を含む。）に関すること。
- ③ 漏水の調査及び防止に関すること。
- ④ 給水装置工事に関すること。
- ⑤ 指定給水装置工事事業者に関すること。
- ⑥ 給水装置の開栓及び閉栓に関すること。
- ⑦ メーターの検査及び整備に関すること。
- ⑧ 停水処分に関すること。
- ⑨ 水道施設の新設工事及び拡張改良工事の実施に係る調査、測量、設計、監督及び検査に関すること。
- ⑩ 工事用資材の検収に関すること。

イ 分室の各係の分掌事務は、次のとおりである。

#### 業 務 係

- ① 公印の管理に関すること。
- ② 文書の收受、発送及び処理に関すること。
- ③ 業務統計に関すること。
- ④ 職員の福利厚生、保健衛生及び安全管理に関すること。
- ⑤ 予算及び決算に関すること。
- ⑥ 現金、有価証券及び担保物件の出納保管に関すること。
- ⑦ 物品の購入契約及び検収に関すること。
- ⑧ 物品の出納保管及び修繕に関すること。
- ⑨ 業務状況報告に関すること。
- ⑩ 給水に係る諸届に関すること。
- ⑪ 水道料金、手数料、給水工事費等の徴収に関すること。
- ⑫ 水道料金、手数料等の減免、督促及び滞納処分に関すること。
- ⑬ その他会計事務に関すること。
- ⑭ 断水区域の設定及び指定に関すること。
- ⑮ 他の係の所管に属しない事項に関すること。

#### 給 水 係

- ① 簡易な水道施設の新設工事、拡張改良工事及び給水装置工事の実施に係る調査、測量、設計、監督及び検査に関すること。
- ② 取水施設等の維持管理に関すること。
- ③ 水道の衛生管理に関すること。

- ④ 漏水の調査及び防止に関すること。
- ⑤ 給水装置工事に関すること。
- ⑥ 指定給水装置工事事業者に関すること。
- ⑦ 給水装置の開栓及び閉栓に関すること。
- ⑧ メーターの検査及び整備に関すること。
- ⑨ 工事用資材の検収に関すること。
- ⑩ 停水処分に関すること。

14 平成20年度予算執行状況（水道局）

(1) 収 入

平成20年9月末日現在

(水道事業会計)

(単位：円、%)

款 項	予 算 科 目	予算現額 A	調定額 B	収 入 状 況		
				収入済額 C	執行率 C/A	収入率 C/B
1	水道事業収益	575,262,000	273,840,629	261,003,709	45.4	95.3
	1 営業収益	563,130,000	270,206,971	257,370,051	45.7	95.2
	2 営業外収益	12,130,000	3,577,036	3,577,036	29.5	100.0
	3 特別利益	2,000	56,622	56,622	2831.1	100.0
1	資本の収入	415,746,000	0	0	0.0	-
	1 負担金	1,201,000	0	0	0.0	-
	2 企業債	144,600,000	0	0	0.0	-
	3 出資金	144,600,000	0	0	0.0	-
	4 補助金	125,345,000	0	0	0.0	-

(2) 支 出

平成20年9月末日現在

(水道事業会計)

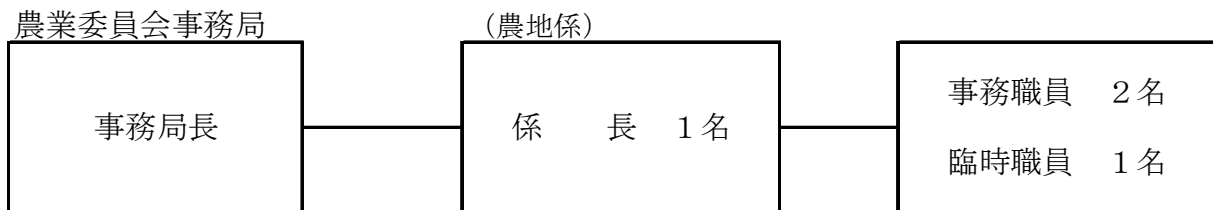
(単位：円、%)

款 項	予 算 科 目	予算現額 A	支出済額 B	執行率 B/A
1	水道事業費用	549,210,000	156,158,820	28.4
	1 営業費用	427,708,000	97,562,527	22.8
	2 営業外費用	118,451,000	58,593,836	49.5
	3 特別損失	51,000	2,457	4.8
	4 予備費	3,000,000	0	0.0
1	資本の支出	955,766,000	140,714,362	14.7
	1 企業債償還金	454,873,000	109,067,618	24.0
	2 建設改良費	484,693,000	30,446,744	6.3
	3 出資金及び貸付金	1,200,000	1,200,000	100.0
	4 予備費	15,000,000	0	0.0

## 15 農業委員会事務局（分室を除く）の所掌事務の概要

### (1) 組織機構及び職員の配置状況

組織機構及び職員の配置状況は、下図のとおり事務局長の下に1係を置き、係長1名、事務職員2名、臨時職員1名の計5名による執行体制となっている。



### (2) 分掌事務

分掌事務は、次のとおりである。

#### 農地係

- ① 職員の任免、分限、懲戒、服務その他の人事に関する事。
- ② 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する事。
- ③ 職員の研修及び教養に関する事。
- ④ 規則等の制定及び改廃に関する事。
- ⑤ 文書の收受、発送及び処理に関する事。
- ⑥ 公印の管理に関する事。
- ⑦ 物品の管理その他庶務に関する事。
- ⑧ 委員会の会議に関する事。
- ⑨ 農地法その他の法令に基づく農地及び採草放牧地の利用関係の調整並びに自作農の創設維持に関する事。
- ⑩ 農業経営基盤強化促進法により委員会の権限に属する事。
- ⑪ 土地改良法その他の法令により委員会の権限に属する農地等の交換分合及びこれに付随する事。
- ⑫ 農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保に関する事。
- ⑬ 農地等の利用集積その他農地等の効率的な利用の促進に関する事。
- ⑭ 法人化その他農業経営の合理化に関する事。
- ⑮ 農業生産、農業経営及び農民生活に関する調査及び研究に関する事。
- ⑯ 農業及び農民に関する情報提供に関する事。
- ⑰ 農業及び農民に関する事項について、意見を公表し、他の行政庁に建議し、又は

その諮問に応じて答申すること。

- ⑱ 農業者年金業務委託事業に関すること。
- ⑲ その他法令により委員会の権限に属すること。
- ⑳ その他委員会に関すること。

16 平成20年度歳入歳出予算執行状況（農業委員会事務局（分室を除く））

(1) 歳 入

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目	予算現額	調定額	収 入 状 況		
			収入済額	執行率	収入率
款	A	B	C	C/A	C/B
項					
14使用料及び手数料	28,000	9,900	9,900	35.4	100.0
2 手数料	28,000	9,900	9,900	35.4	100.0
16県支出金	4,577,000	4,626,000	0	0.0	0.0
1 県負担金	4,577,000	4,626,000	0	0.0	0.0
21諸収入	1,648,000	1,593,800	1,593,800	96.7	100.0
5 雑入	1,648,000	1,593,800	1,593,800	96.7	100.0
合 計	6,253,000	6,229,700	1,603,700	25.6	25.7

(2) 歳 出

平成20年9月末日現在

(一般会計)

(単位：円、%)

予 算 科 目	予算現額	支出済額	執行率
款	A	B	B/A
項			
6 農林水産業費	18,887,000	8,626,028	45.7
1 農業費	18,887,000	8,626,028	45.7
合 計	18,887,000	8,626,028	45.7



## 17 財務事務等執行の問題点と意見

次に掲げるように、不適切な事務処理等が見受けられるので、五島市財務規則その他関係法令等の確認を行うなど、適正に処理されたい。

### 共通事項

#### (1) 釣銭について

窓口で収納する手数料、使用料等の釣銭を私の資金により賄っており、不適切である。会計管理者に釣銭用の現金を保管させ、出納員に交付する方法により対応できるよう、早急に措置すべきである。

(市民課 健康政策課)

#### (2) 公の施設の使用料について

① 公の施設の使用料の納付が遅滞しているものがある。また、使用料が納付されていないものがあるなど、使用料の納期限が遵守されていない。

使用料の滞納については、法令及び例規の定めるところにより、適正に督促を行い、督促手数料及び所定の延滞金を徴収するとともに、強制執行等の措置をとられたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課)

② 公の施設に関する条例において「利用の許可を受けた際に納付しなければならない。」とされる使用料が、利用の許可の際に納付されていないものがある。関係条例の規定に基づき適正に処理されたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課)

#### (3) 契約事務について

① 随意契約の理由及び根拠条項が不明なもの、見積書の徴取又は予定価格調書の作成を省略できないにもかかわらず省略しているものなど、契約事務において不備が見受けられる。

地方公共団体の契約は一般競争入札が原則であり、随意契約は特例であるから、随意契約による場合は、その理由及び根拠条項を明確にし、法令等を遵守の上、適正に処理されたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 玉之浦診療所 三井楽診療所 水道課 水道局)

② 決裁の際に、専決権者を誤っているものがある。決裁は、五島市事務決裁規程等に基づき適正に行われたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 玉之浦診療所 三井楽診療所 水道課 水道局)

(4) 時間外勤務について

勤務時間数又は支給割合の錯誤により、時間外勤務手当の支給誤りが生じている。また、時間外勤務命令簿に所要事項が適正に記入されていないものがある。時間外勤務命令簿への記入及び時間外勤務手当の支出に際しては、違算などがないよう確認されたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 水道課 水道局)

(5) 公用船車借上簿について

借上料の金額及び処理日が記載されていないものがある。支払の漏れ及び遅延を防止するため、これらの事項を記載すべきである。また、様式についても検討すべきである。

(市民課 長寿介護課)

(6) 復命書について

会議等の開催場所、開始時刻、終了時刻等が記載されていないものがある。旅行のてん末として、これらの事項についても記載すべきである。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 水道局 農業委員会事務局)

(7) 備品の管理について

所在が確認できないもの、備品台帳に登載されていないものなどがある。現物と備品台帳との照合等により、備品の管理を徹底されたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 玉之浦診療所 三井楽診療所 水道課 水道局)

(8) 補助金関係事務について

① 補助金等の交付の目的、補助率又は補助額、補助事業の内容等を定めていないものがある。要綱又は伺い定めにより明らかにすべきである。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 農業委員会事務局)

② 各種書類の様式誤り、書類の漏れ、計数誤りなど、補助金等の交付手続において不備が見受けられる。補助事業者を指導するとともに、関係書類の審査においては、五島市補助金等交付規則その他関係例規を遵守し、適正に処理されたい。

なお、社会福祉法人に対する補助については、五島市社会福祉法人に対する助成条例及びその施行規則の定めるところによられたい。

(市民課 長寿介護課 健康政策課 農業委員会事務局)

## 市民課

### (1) 住民センターの管理について

市長の許可を受けずに住民センターを利用しているものがあるなど、法令及び例規にのっとった管理がなされていない点が見受けられる。適正な管理に努められたい。

### (2) 国民健康保険及び老人保健の第三者行為による賠償金について

第三者行為による賠償金のうちのカネミ油症関係分については、厚生労働省通知に基づく損害賠償請求権の保全措置に終始するのではなく、債務者に対し、債権者として直接面会の上、損害賠償請求権を行使する等の方法により、その取立てに努力されたい。

### (3) 自動車運転日誌について

運転の開始及び終了の日時並びに運転した距離が記録されていないなど、道路交通法施行規則第9条の10第6号の規定により自動車運転日誌に記録すべき事項に不備があるものが見受けられる。自動車の運転の状況を把握するために必要な事項を検討の上、様式を整備すべきである。

## 長寿介護課

### (1) 介護保険料の債権管理について

介護保険料について、延滞金を徴収しておらず、滞納処分も行っていない。また、債権管理に関するマニュアル等を策定しておらず、保険料納付原簿も整備していない。さらには、消滅時効が完成していないにもかかわらず、5か年度以前分の介護保険料を不納欠損処分するなど、債権管理が適正に行われていない。

介護保険料については、滞納繰越分の調定額が年々増加し、その収納率が低下していることから、債権を適正に管理するための体制を速やかに整備し、関係職員一丸となって収納率の向上に取り組まれたい。

### (2) 介護保険料の還付について

相続権者が複数いるときの介護保険料の還付について、請求権及び受領権が委任されていない。請求権及び受領権を受任している者に対して還付されたい。

### (3) 福江陶芸館の管理について

福江陶芸館の利用が曜日によって制限され、休館日及び利用の許可権者が関係例規の定めるものと異なっている。また、指定管理者からの管理業務の報告がなされておらず、指定管

理者に対する報告の徴取、実地調査及び指示も行われていない。法令及び例規の定めるところにより、並びに指定管理協定書に基づき、適正な管理に努められたい。

(4) 備品の管理について

貸付けに関する契約を締結しないで、社会福祉法人に備品を貸し付けている事例が見受けられる。備品の管理は、五島市財務規則、五島市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例等の関係例規に基づき適正に処理されたい。

## 健康政策課

(1) 福江総合福祉保健センターの使用料について

- ① 使用料の領収書に係る現金が指定金融機関等に払い込まれていないものがある。これは、当該現金を指定金融機関等に払い込む前に福江総合福祉保健センターの利用変更の申し出があったため、受領書を徴することなく当該現金を還付したものであるが、その事実を証明する書類が存在しない。公金の取扱いについて疑念を抱かれるおそれがあり、事務処理が適正でないので、例規にのっとった事務処理を行われたい。
- ② 減免の申請及び承認が行われていないにもかかわらず、附属設備使用料を徴収していないものがある。法令及び例規の定めるところにより、適正に措置されたい。

(2) 契約事務について

契約書が保存されていないものがある。五島市文書管理規則の定めるところにより、適正に管理すべきである。

## 玉之浦診療所

(1) 契約事務について

随意契約の手続において、契約締結伺いなど執行機関の意思決定を行う起案文書が作成されていないものがある。意思決定については、正確性及び透明性を確保するとともに市民に対する説明責任を果たすため、関係例規の定めるところにより文書をもって行うべきである。

## 三井楽診療所

(1) 医師用住宅について

三井楽診療所医師住宅のうちの1戸については、診療所の医師でない者に入居を許可しているが、その事実を証明する書類が保存されていない。この許可は、合併前の三井楽町教職

員等住宅管理条例の規定により特別に認めたものであるから、関係書類は、適正に管理されたい。

## 水道課及び水道局

### (1) 未収金の債権管理について

水道使用料金の未収金に対する措置として、催告書を年に4回送付している。水道使用料金を納期限までに納入しない者があるときは、納期限後速やかに督促すべきである。また、未収金については、少額訴訟、支払督促等の法的措置も含めて検討の上、債権管理マニュアルを策定するなど、収納率の向上に努められたい。

### (2) 水道使用料金の軽減及び免除について

申請受理錯誤及び誤検針を理由とする水道使用料金の軽減及び免除が行われている。これらの錯誤は、水道事業に対する需要者の信頼を損なうことにもなりかねないから、その防止に万全を期されたい。

### (3) 水道使用料金の収納事務受託者の領収印について

水道使用料金の収納事務を委託された私人が、その収納に際して「五島市水道課（局）現金取扱員の領収印」を用いているが、現金取扱員を命ぜられる者は企業職員に限られるから、現金取扱員の領収印を収納事務の受託者に使用させることはできない。領収書は、収納事務を委託された私人の名で発行すべきである。

### (4) 出納取扱金融機関等に対する検査について（水道局）

出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関に対する検査が行われていない。会計管理者が行う指定金融機関等に対する定期検査と連携するなど、時期を定めて定期的に、出納取扱金融機関等に対する検査を行われたい。

## 農業委員会事務局（分室を除く）

### (1) 補助金関係事務について

農業者年金協議会等に対する補助金については、補助額の8割程度の繰越金が生じている。多額の繰越金が生じる補助金については、補助事業の内容等を吟味し、補助の必要性、補助額等について見直しを行うべきである。